

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

《現況》

- ・本市の交通の状況は、自動車保有台数の増加に伴い自動車利用も増加しており、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用は伸び悩んでいる。
- ・路線バスは、1社が営業しており、市全域に路線を展開し、ほとんどが郊外と中心市街地を結んでいるが、路線によっては便数が少なく不便な状況となっている。
- ・市では、赤字による路線バスの廃止をはじめとした公共交通の利用が不便となった郊外地域に対し、中心市街地とを結ぶコミュニティバス等を行政が主体となり運行しているが、運行日や便数は限られている。
- ・中心市街地は、回遊性の向上のため、本市及び山形商工会議所、交通事業者が共同でコミュニティバス西部循環線及び東部循環線を運行している。
- ・鉄道は、JR東日本1社で、奥羽本線、仙山線、左沢線を運行しており、中心市街地内には、JR山形駅が立地しており、乗車人員は横ばい傾向である。

《山形市地域公共交通計画での位置づけ》

本市では、「拠点ネットワーク型集積都市」を支える、自動車に頼らなくても誰もが快適に移動できる環境を構築することを目的に、地域にとって望ましい公共交通ネットワークビジョンの実現、及び地域の移動手段を確保・充実するための取組をとりまとめている。その中で、中心市街地は、山形駅やバスターミナルを有する、交通ネットワーク形成の要衝であるとともに、商業施設や医療機関といった、多くの都市機能が集積する、人々の移動における主要な目的地として位置付けられる。当該計画では、中心市街地へのアクセスの向上と、区域内での移動を円滑化し、回遊性の向上を図ることを目標としている。

《公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性》

高齢社会の進展に対応し、高齢者を含めた誰もが気軽に中心市街地へ訪れることができるように、市街地における公共交通の不便な地域の解消が求められており、コミュニティバス西部循環線及び東部循環線の運行を継続するとともに、公共交通の不便な郊外部と中心市街地とを結ぶコミュニティバス等の運行事業を継続する。

《フォローアップの考え方》

基本計画に位置づけた事業の進捗状況を毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】 8-1 【事業名】 公共交通基盤強化事業

【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	山形市		
【事業内容】	シェアサイクルや MaaS の活用、バス停のデジタルサイネージによる情報発信を実施し、中心市街地の円滑な回遊の促進や交通利便性の向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出 居住環境の向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	市民や来街者の中心市街地への移動環境の向上を図る当事業は、歩行者通行量の増加及び中心市街地の居住人口の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年４月～令和１３年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】 8-2 【事業名】 中心市街地歩行者空間創出等事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	山形市、関連団体（商店街振興組合等）		
【事業内容】	中心市街地の道路空間を活用し、快適な歩行空間や居心地の良い滞在空間の創出に関する社会実験等を行う事業。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出 新規出店の誘導		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地エリアにおける新規出店数		
【活性化に資する理由】	「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向け、中心市街地の道路空間を活用し、快適な歩行空間や居心地の良い滞在空間の創出に関する社会実験やオープンカフェ等の集客事業を実施する当事業は、歩行者通行量の増加及び新規出店数の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】 8-3 【事業名】 コミュニティバス等運行事業

【事業実施時期】	平成 15 年度		
【実施主体】	山形市		
【事業内容】	公共交通の不便な郊外部と中心市街地を結ぶコミュニティバス等を運行する事業。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出 居住環境の向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	公共交通の不便な郊外部と中心市街地を結ぶコミュニティバス等を運行し、中心市街地に来街しやすい環境を整え、郊外からのアクセスの向上と、交流人口の増加を図る当事業は、歩行者通行量の増加及び中心市街地の居住人口の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】8-4 【事業名】コミュニティバス西部循環線運行事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	山形市		
【事業内容】	市街地西部地域と中心市街地を結ぶバスを運行する事業。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出 居住環境の向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	市街地の中でも交通不便地域となっている市街地西部地域と、中心市街地とを結ぶバス路線を整備して、運行区域内の住民の中心市街地へのアクセス、生活交通の確保を図るとともに、中心市街地における来街者の利便性を確保し、回遊性の向上を図る当事業は、歩行者通行量の増加及び中心市街地の居住人口の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】8-5 【事業名】コミュニティバス東部循環線運行事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	山形市		
【事業内容】	市街地東部地域と中心市街地を結ぶバスを運行する事業。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出 居住環境の向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	市街地の中でも交通不便地域となっている市街地東部地域と、中心市街地とを結ぶバス路線を整備して、運行区域内の住民の中心市街地へのアクセス、生活交通の確保を図るとともに、中心市街地における来街者の利便性を確保し、回遊性の向上を図る当事業は、歩行者通行量の増加及び中心市街地の居住人口の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			